

弁護士による 養育費などの法律相談

「養育費」は子どもの生活を支え、「面会交流」は子どもが健やかに成長するために、どちらも必要なものです。離婚した場合であっても子どもの扶養は親の義務であるため、子どもが成人になるまで、いつでも話し合いで取り決めができます。

養育費・面会交流のほか、親権、財産分与、年金分割など、専門の弁護士に離婚に関する法律相談をしてみませんか。無料で個別相談ができますので、下記までお申し込みください。

相談日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	22日	27日	24日	22日	26日	16日	28日	25日	23日	27日	24日	24日
毎月第4金曜日(9月は第3金曜日) : 14時～17時												
申込み開始日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	4日	2日	2日	4日	2日	2日	3日	2日	2日	4日	2日	2日
定員	各回定員 4名 (申込み先着順。ただし初回の方を優先)											
相談時間	相談時間は1名につき35分です。 14時～ 14時45分～ 15時30分～ 16時15分～											
会場	八王子駅南口総合事務所 相談室 (子安町四丁目7番1号 サザンスカイトワー八王子4階) 下記案内図参照											
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・八王子市内在住の ひとり親家庭の親 ・八王子市内在住の お子さんがいて離婚を考えている方 											

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、相談方法が変更となる場合があります。詳しくは、申し込み時にお問い合わせください。

申込先: 八王子市子ども家庭部
子育て支援課
042-620-7362

午前8時30分から午後5時まで
月～金曜日(祝日等を除く)

